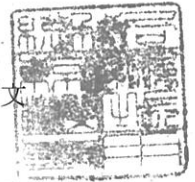


令和6年9月9日

東京都知事 殿

東京都情報公開・個人情報保護審議会

会長 新美 育文



東京都情報公開条例第39条第4項の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年8月19日付6保医保疾第1004号により、当審議会に対して諮問された「難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給等に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（案）」についての意見は、別紙のとおりです。

「難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給等に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（案）」について

第1 審議内容

当審議会特定個人情報保護評価部会では、「難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給等に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（案）」（以下「本評価書案」という。）について、本評価書案及び根拠資料を点検し、審議を行った。

第2 審議結果

本評価書案を点検したところ、難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給等に関する事務（以下「本件事務」という。）における **Public Medical Hub**（デジタル庁による「自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム」のこと。以下「PMH」という。）を活用した情報連携については、現時点で未確定の事項があることが確認できた。

現時点で把握している情報を基に個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析してリスクを軽減するための適切な措置を講じる準備が進められているとは認められるものの、一部、十分な措置を講じていることが確認できない等の課題が残されている。

ついては、引き続き準備を進めていく上で留意が必要な事項等について、次のとおり意見する。

1 委託の取扱いについて

- （1）本件事務について、10 万人以上の対象者の情報を取り扱っており、大規模な業務と言えることに鑑みると、委託により処理することは妥当と考えられる。一方、委託は情報漏えい等のリスクが高まる要素でもあり、本件事務で取り扱う情報は特段の配慮を要するものであることから、東京都（以下「都」という。）としても委託者の立場から受託者及び再委託先（以下「受託者等」という。）が委託契約等において取り決めた事項を遵守しているか監督し、受託者等において都が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認する必要がある。

(2) 本件事務については現行、受託者等から必要な報告がなされているなど、管理監督の現状は適正であることが確認できた。加えて、受託者が直接特定個人情報を取り扱うこととなる、難病医療費助成申請情報データ入力業務委託、医療費助成事務システム入力データファイル作成処理委託及び難病医療費助成更新業務委託については再委託しないこととされるなど、リスクが軽減されていることが確認できた。

(3) PMH の利用・情報連携業務及び運用保守業務については、都がデジタル庁に委託を行い、再委託されることがあることである。当該業務については情報セキュリティに係る全国的な水準の確保と効率的な事務の実施が要請されており、全ての都道府県が同一のシステムを利用し、デジタル庁が当該システムを管理する立場として一貫して運用保守業務を受託する必要性は高いと考えられる。

一方、(1) のとおり都としても受託者等において都が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認することが必要であるが、現時点では、受託者等における安全管理措置の詳細を確認することができないなどの課題が残されている。

今後、受託者等における必要な安全管理措置が確保される体制の一層の強化に向け、受託者やシステム事業者との適時・適切な情報共有・意見交換に努めること。

2 紙媒体の取扱い及び保管について

本件事務については、今後も継続して多量の特定個人情報を紙媒体で取り扱うことが見込まれている。紙媒体の取扱いは、紛失・漏えい等を引き起こす可能性が高いプロセスであることから、引き続き、こまめな枚数確認や、廃棄委託に際しての都職員の立会い等、紙媒体の取扱い及び保管についての厳格な運用管理に努めること。

3 外部記録媒体の取扱いについて

本件事務については、今後も継続して多量の特定個人情報を外部記録媒体に保管し、運搬することが見込まれている。外部記録媒体は、大容量のデータを記録できる一方、一度の紛失等により大量の情報漏えい等が発生するリスクがある。

引き続き、媒体を授受する際の双方確認、保管中の確実な施錠、速やかなデータ削除、以上の実施手順を遵守することを都職員及び受託者にも教育するなど、厳格な運用管理に努めること。

4 特定個人情報の適切な管理について

本件事務においては、中間サーバへの副本登録を定期的に行うこととされ、本件事務に係る特定個人情報は、福祉、課税等の業務の適正な遂行のため、広く重要な役割を果たしている。

登録者証発行事業が開始されたこともあり、管理する特定個人情報の正確性確保がますます重要となっていることから、関係区市町村とも協力して実効性のある対策を検討・実施し、都としても正確な入力業務の確保に努めること。

また、特定個人情報は、法律で定められた事務を行う必要がある場合に限り保管し続けることができる一方、それらの事務を処理する必要がなくなった場合で、保存期間を経過した場合には、できるだけ速やかに廃棄又は削除しなければならないとされている。副本削除についてはシステム改修を予定しているとのことだが、システム担当部署とも協力し、速やかに適切な管理体制を構築するよう努めること。

5 評価書等の点検・整備・活用について

評価書だけでなく、根拠資料として提出された関係規程等についても、定期的な点検・整備を継続し、事務実施において活用すること。

特に、PMHを活用した情報連携については、デジタル庁に対して今後も積極的に情報提供を求めるほか、同システムを利用する他の部署とも連携して最新の情報を収集・共有するよう努めること。

第3 審議経過

年月日	審議経過
令和6年8月19日	諮問
令和6年8月27日	本評価書案概要説明・審議 (第85回特定個人情報保護評価部会)
令和6年8月30日	審議(第86回特定個人情報保護評価部会)
令和6年9月9日	「難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給等に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(案)」について答申

(答申に関与した委員の氏名)

神橋 一彦、徳本 広孝、西貝 吉晃